

議案第13号

瀬戸内市国民健康保険条例の一部を改正することについて

瀬戸内市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸内市国民健康保険条例（平成16年瀬戸内市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市国民健康保険条例(平成16年瀬戸内市条例第118号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>被用者保険等保険者を代表する委員 1人</u></p>